

付録 B：紙様式の電子化にあたっての課題

(1) 法令・省令における様式の紙形態に対する規定の扱い

法令・省令では、「A4 サイズ」「汎用紙」「色付きの指定」「OCR 用紙」「複写用紙」など、紙固有の形態に関する規定が含まれる場合がある。これらの規定については、各々の規定の背景にある申請業務における紙の利用形態を配慮した上で、その利用形態を反映した電子的機能に置き換えていく必要がある。また、必要に応じて、法令・省令の改訂などを含めて申請業務の運用の見直しが必要になる可能性がある。

(2) 様式における記載要領等の説明の扱い

紙様式には、「記入上の注意」や「記載要領」（申請書の裏面など）が印刷されている場合がある。記載要領の電子的な実装にあたっては、「申請書の入力画面上に表示する」、「申請書入力支援機能の入力チェック機能やヘルプ機能で実現する」などの実装方法の選択肢がある。どの選択肢を採用するかについては、業務からの要求機能や、電子申請システムの実装方式に依存する問題であり、次版以降での検討課題とした。また、必要に応じて、法令・省令の改訂などを含めて申請業務の運用を見直しが必要になる可能性がある。

(3) 様式 ID の必要性について

今後の電子申請の普及に伴って、省庁間、省庁自治体間、あるいは、行政と電力・ガスをはじめとする事業者間などで、業務システム間での申請書データ交換の要求が高まることが予想される。このように、いろいろな組織間で申請書データを交換していく場合には、申請書が従う様式を行政で一意に決めることができる様式 ID と、申請書における様式 ID の記載方法を標準化することが望ましい。